

琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第1次訪米関係一件 第6巻

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-04-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/44166 |

(1/2)

後米に際しての各省意見書



日米安保条約の改訂について

(まねる)

一 日米安保条約は一応日本の新憲法と戦後の日本の国力に合致するようにならなければならないと云えるのでこれが改訂にはその前提要件の変更を必要とし無理すると結果的には改悪になる惧があるのみならず廢棄論を導発することになる。

この日米安保条約と行政協定の存在に多くの問題の責を帰せむとする一部の動きにも鑑み政府としても何等かの解決方法を見出す必要あるべきも、米國側の態度如何では交渉は陰く壁にぶち当り日ソ交渉の二の舞ともなり兼ねないから慎重なる準備を要する。

二 最も可能性の多い解決方法は安保条約及び行政協定の改訂は現行憲法の改正後或は日本の自衛力充実後に譲ることとし不取敢現行条約、協定の運営につき米軍側で日本の国民感情を充分尊重して手加減を加え殊に行政協定の適用にゆとりを認めるよう

米國政府主腦部の確約を得ることにあると思われる。しかし「安保条約の改訂」が事態の困難性を充分理解しない一般国民の常識となりつつある今日ではこの程度の解決では国民の満足を得ることは難かしいであろう。

三 社会党等で主張する蘇及び中共を含むロカルノ式集団安全保障方式に変更することは、理想としては結構であるが、国連憲章第五十三条にも明かなように此種地域取極による強制行動（防衛）の実行には安保理事会の許可を要するので、米蘇の冷戦の続く限り何れか一方の拒否権により安保理事会の決定は得られないから、この種の集団安全保障方式による防衛は全く不可能となる。元来国連憲章はその出来た当時の世界情勢から見て、日、独両国の抬頭のみを恐れ、米蘇の反目と云うものを予想していたなかつたから今日の情勢では、その規定の最も重要な部分が無効になつてゐる。今日では侵略に対する保障は憲章が第

二儀的に考えていた第五十一条の集团的自衛権を基礎とする安全保障条約と第一百七条による旧敵国に対する防衛条約とになつてゐる。そして第五十三条の規定の結果安保理事会をバイパスして発動し得る中ソ同盟条約の如きが存在する限り、日本としては第五十一条に基く安保条約によつて侵略に対する保障を求めざる外はない。(国連憲章に関する解説の詳細は省略)朝鮮事変の際は幸か不幸か蘇連の安保理事会長期欠席によつて一応安保理事会の決議が出来たが、ソ連は二度とこれを繰り返さないであろうし、朝鮮事変に際する防衛も最後は「ユーナイテッド・フォア・ピトス」決議に基く総会の「勧告」に従つて米國が積極的に行動したから目的を果したと見るべきである。

四 米国の一部にはケナンの如く日米安保条約を極東諸国を包含するNATO式の多数国条約に発展解消せしめて、日本の面子を立てようという案もあるようであるがこれでは、日本は朝鮮、台湾、南ヴィエトナム等の事件に直接巻き込まれることを覚悟しなければならぬし世界第三次戦争に至らない以前にも戦禍に見舞われる惧がある。

尤もこの種の提案に対しては日本としては憲法上の理由で（海外派兵等）対抗し得るであろう。

現在の安保条約を相互援助方式の対等なものにしようとの儀は、安保条約改訂の第一に出てくる問題で或は米側からもこの種の提案があることも予想されるが、これは海外派兵義務と防衛力充実の義務を必然的に伴い現憲法に抵触するものとして国会の審議を紛糾せしむることとなる。（詳細は省略）

五 考え得る方法の一つとして、新日米安保条約は(1)国連憲章第五

十一條の集団自衛権を基礎とした解釈に幅のある一般的規定を根幹とし(ロ)現行政協定第二四條の両国政府の非常時共同防衛に關する協議条項を本条約中に挿入し(ハ)且各自の憲法上の手續に従つて對抗措置を取り得ることとし(詳細省略)表面上一応對等の立場を取りつつ結局實際の運営では日本が武力攻撃を受けた時のみ米国の援助が発動する仕組とすれば海外派兵の問題のみならず日本に直接關係なき戦亂に積極的に巻き込まれることを避け得ると思われる。現行の安保条約中には「極東の平和、安全の維持」云々と解釈如何では米國軍が日本を基地として極東平和の名目をもつて自由に行動し得るような規定その他批判の対象となり易い規定があるから改訂に際しては單に字句の修正でなく全然新しい案文とする必要がある。(尤も緊急事態に對する國連の勸告に従い外國軍隊の通過その他の間接援助に參加することは勿論である)

六 改訂交渉に當つて米國側は先づ第一に日本の自衛力の増強を要求するであろうが自衛力の増強とは今日では単に兵力の増強ではなく、西独軍隊等について云われる戦術的、原子力部隊化を意味する。

そうなると、たとえ防禦的原子兵器のみに限るとしても米國の原子力部隊が駐留して日本防衛隊の指導に當ることを予期しなければならぬ。

日本としてはソ連の誘導弾（原子弾頭を持つ）の攻撃を避けるためには、日本内地には原子弾頭を持つ攻撃武器は存在しないと云うことを平時から明かにして置く必要があるが未だ大陸間誘導弾の完成していない「ガイデッド・ミシル」發達の現段階では米國としてはソ連周辺の諸國に基地を絶対に必要とし、日本についてもそれを要求するであろうから、原子戦の戦場になることを避けようとする日本の主張とは正面衝突することと

なる。結局~~は~~辺が日米安保条約改訂交渉の山となるであろうし、これらの点の解決如何が日本が将来原子攻撃の目標となり再起不可能になるかどうかを決する岐路となるであろう。

日本としては原子兵器の日本への持ち込みを~~蒙~~^基じ万一外敵の武力侵略があつた場合には米国が最近編成を急ぎつつある「ペントミツク・フォース」(原子兵器を持つ機動的空提部隊)の派遣を得れば外敵の上陸作戦は防止出来ると思えるが若し「ペンドゴン」にして西独、トルコ、イラン同様に日本を原子兵器による対ソ攻撃の基地として使用したい意図があれば、問題の解決は容易ではない。

元来安保条約というものは平時の条約でなく非常事態が発生した時に発動する条約である。

従つて最悪の場合世界第三次戦が起るとすれば如何なる形で起るかを凡ゆる場合を通して想定し誘導兵器の発達ともにらみ

合せて極めて慎重に作られなければならない。従来問題となつた米軍司法権の問題、航空基地拡張の問題等は全くの末節であつて、これら行政協定の問題点について仮りに我方に有利な解決を得ても、結局将来外敵の原子力攻撃の目標となるような結果をもたらず条約となつては条約の改訂は改悪となり締結者の責任は先の三国同盟のそれにも増すものとなる。前記(五)の解決案に付ては米側側に難点があるであろうが我方としては原爆最初の犠牲者たる国民感情を理由として根気強い交渉を進めなければならぬ。

前記(五)の外に第二、第三の条約案もあるが、それは米側側の出方を見てから出すべきである。最近の条約は精密機械のようなものであるから、第一案が到底不可能であれば第二案に精密度を加えて結局の運営において第一案と同じ結果を齎し得る様工夫しなければならぬ。

但し安保条約の発動するような事態が発生した時には必ず国連憲章の規定中の動き得るものは発動しているから憲章の規定の運営に合致して運営し得るようにならなければならない。

要するに日米安保条約改訂問題は、それ自体に極めて複雑微妙な問題を含んでいるのみならず結局は沖繩施政権の問題にも関連して来る、更に又日米経済協力の問題にもからんで来る。となると問題は益々複雑となる。然し国民の与論がここまで来ると改訂問題も全然手を付けずには置かれなうである。米側では国連加盟後殊に強くなつた日本の対等意識を巧に捕えて「ギブ・アンド・テイク」政策に出て来るであろうが安保条約は若し発動するとすれば将来非常特別事態に際してであるから余りに現実の問題に拘つて将来を犠牲にしないようにしなければならぬ。それには変転する国際政局に対する明哲せる洞察と細心なる専門知識をもつて望むべきである。

諸君 許名 日米 經濟 協力 御座 候

中 軍 見 申 上 所 在 存 居 候 是 由 申 申 忠 告 上

右 下 留 學 之 志 申 上 仰 答 覽 祈 下 日 為 幸 也

と 申 上 右 日 米 米 在 勤 申 業 地

之 付 見 申 上 申 上 之 幸 存 上 申 上 申 上 之 有 之 候

幸 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上

甲 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上 申 上

山 岸 總 理 大 臣 下

信 申 上

日米経済協力に関する私見

昭和三二。四。三

一 東南亞諸国との経済協力のために米國資本との協力と言うことは従来屢々称えられたことでこれが出来れば誠に結構なことである。只従来述べられた意見が東角概念的で具体性がなく又具體的なものでも実情を無視した実現性の少いものが多いようである。

今後重工業諸国の未開發国に対する輸出殊に資本財輸出には単に品質及び価格の競争だけではなく前提として輸入国に対する投資により先づ「ブリッジ・ヘッド」を作ることが必要で具體的の例としては一国の投資によつて相手国に車輛式は自動車工場を建設すれば当初の機械設備は投資の形をとるとしても車輛建造に要する資材、部品等は当初の投資とは別に毎年通常の輸出となり所謂紐つき輸出となるわけで現に欧米諸重工業諸国

から目下工業化を急ぎつつある中南米諸国に対する輸出は次第にこの形式に移りつつある。

しかし種々の重工業投資は今日の東南亜諸国の工業技術水準から見て仮令我国から技術指導者を送るにしても製作能力に無理があるし、又一部の我国のメーカーからは日本製トラック、あるいは車輛の輸出に重大な影響を及ぼすものとの批難も起るであらう。

これに反し軽工業乃至中小企業的投資であれば多くの東南亜諸国の希望と必要とに合致する。従つて日本と東南亜との経済提携は先ず方面より初むべきであらう。しかしこれらは現在及将来の賠償資金あるいは日本の民間資本で充分賄い得るであらうし特に米国の大資本を必要としない。

米国の大資本と提携する以上思い切つて大規模な企業で相手国に相当の雇傭をもたらずと同時に我国の工業原料問題の解決

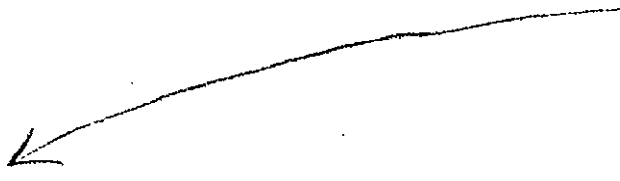
に資するもの（例えば鉄鉱山）が望ましいが、それがためには、
（イ）相手国の受入れ態度（ロ）投資の安全性（ハ）利潤率（ニ）相手国がこれ
を国有化した場合の補償方法及び補償金の米貨への振替等を考
慮して綿密なる計画を立てない限り米國資本殊に民間資本は簡
単には動かさないであろう。

三次に先づ米国の政府資金のこれ等の企業への投資の可能性を見て見よう。一九五六年のM・S・P総支出四十六億弗中三十九億弗が軍事贈与、五億弗が非軍事贈与で非軍事貸与は二億弗に過ぎない。(軍事、非軍事援助の区別は計算の仕方でも多少異つて来るが右数字はフェアレス報告による)、右の内、軍事、非軍事を問わず贈与に属するものは、米国と相手国との安全保障上の軍事的協力を基礎とするもの、あるいはこれに関連するものであるから、東南亜経済開発に関する日米協力の問題とは直接結び着き難い。

元来米国納税者の負担を基とする米回国庫負担による対外援助は第二次大戦直後の人道的救済は暫く措き「マーシャル・プラン」前後は大体被救済諸国に対する経済援助によりこれ等諸国の経済悪化を防ぐことに依つてその共産化を阻むことにあつたがその後東西冷戦が進むに連れて軍事援助に重点が置かれて

来た。これは共同防衛の必要より生ずる被援助国への防衛援助であり、せんに詰めれば米国の防衛のための援助といえなくもない。この辺から対外軍事援助費を米国の国防費と同じ取扱をしようとの議論も起つて来る。又非軍事的援助の対象であつても同時に軍事的利用価値の多いものもあるし（道路、港湾）又純然たる経済援助にしても間接、否直接にその地方に対する共産勢力の進出を阻むことを目的としたものが多い。トルーマン時代からアイク時代へかけて大統領顧問から提出された対外援助に関する多くの意見書の中心を流れる思想は(1)米国と共同防衛関係に立つ国々への軍事援助及びこれに関連する援助。(2)中間的立場にある国々の共産化を防ぐための経済援助等、結局共産圏との対立に負けなためには政府資金による援助を必要とするというのである。米政府当局としては対納税者及び議会政策上国庫負担は結局「米国の身^自の利害に明白に合致するもの」

に限定する必要がある。 (米国外援助に関する諸問題は省略)



四 斯う観て来ると、米国の政府資金は人道上の必要に基く特別な援助を除いては先づ共產圏との対立上必要なるものに限定されるであらう。

もつとも未開発諸国の経済開発が、自由主義経済圏の繁栄に寄与することは勿論であるから政府資金の純経済目的使用もなぐはないが（ポイント・フォーア）これらの目的のためには世界銀行が従来とも相当の成果をあげているのであるから、その資金の利用ということが米国政府及民間の常識であり又米国から之等開発に必要な設備、機械を購入するとなれば米国の輸出入銀行も利用し得る。

世界銀行の場合は銀行協定第三条第四項(1)により事業計画がその領域内で実現される加盟国或はその中央銀行等の保証を必要とする関係上、例えば東南亜の一国が世銀より得た融資に便乗して日本が相当量の機械設備の輸出或は技術的協力を主張す

ることは世銀融資による事業の原則たる国際入札に日本のメー
カーが勝たない限りは無理であろう。この場合日本の民間資本
が世銀融資に協力して投資（現物投資）する場合にはその金額
如何に依つてはその経営面或は技術面に参加し得るであろうし
世銀自体或は融資を受ける国との話合如何によつては双方より
歓迎されることもあるであろう。

三 米國が集團安全保障の目的達成のためにする對外軍事援助費は新兵器のコスト高と冷戦の激しくなるに連れてこれに関連する費用も増加する傾向にある。従つて純經濟的援助は成るべく民間資本にまわそうと云うのが従来から各種の委員会報告の大体の結論である。

然し米國の民間資本はカナダの開発とか、在外油田の開発等には容易に動くであろうがナシヨナリズムの強い地方でリスクが多々且利益の少い經濟開發には幾ら政府が奨励しても簡単には動かないと見るのが至当であろう。國際金融公社（インターナシヨナル・ファイナンス・コルポレイション）は國際的民間資本の動員を主たる目的として出来たのであるから資金は少いがこの公社を中心として米國の民間資本を^たけでなく日本の民間資本も協力して所謂協調融資の形とすれば、日本の現物投資に基いて經營参加、技術参加も可能であろうし、米國の投資家も

日本人の技術及経営参加により現地人だけとの協力の場合よりもある程度の安神感を得るであろう。

殊に国際金融公社は投資の可否、受入態勢、利益の送金等の問題につき厳密なる調査をしてくれるので、日本の民間投資家の事前の準備にも便利でありまたこの公社はこれ等未開発諸国にありがちな放漫なる計営振りに対しては相当にらみを利かす得る立場にあるのでこの公社を経由する投資方法は研究の価値がある（国際金融公社に関する詳細は省略）

なお米國資本との協力による經濟開發は東南亞諸國の中には余りこれを歡迎しない國もありうるから相手國の所謂クライメイトも充分研究しておく必要があり又經濟開發には常に相手國の地方的資本の利用も考えておかねばならない。米國銀行から日本法人が融資を受けて開發に當ることは（海外移住会社）単に利子のみならず一定時には元本も米貨で返済可能な方法を考

えておかねばならぬが、東南亜開発によつて米貨による完済を
実現することは政府の保障でもない限り相当困難であり又機械
設備投資については特に米貨を必要としなない。日本製の設備、
機械による現物投資で充分である。

六これを要するに東南亜經濟開發に關する日米協力に付て米國政府資金は特別な政治的意味のない限り多くを期待し得ないし結局対象は世銀及び國際金融公社等の世界的機關と米國の民間資本といふことになるが、これらの場合も日本自ら相當額の資本をもつて協力しない限り經營、技術面参加はおろか、資本財の輸出も難かしいであろう。

最後に米國の政府資金による域外調達について一言すれば米國朝野の注意が目下最も向けられているのは中近東である。これに反し東南亜は一時は^比比^例して平靜と見ているのである。東南亜諸國に対する軍事援助半減説も出ている（ジョンストンレポート）。仮りに半減でなくともある程度は東南亜以外に向けられることも予期しなくてはならない。この場合日本に対する東南亜諸國向域外調達の額も減少するであろう。この辺の考慮から米國政府当局に対しては東南亜諸國の戰略的的重要性を常

に強調することが必要であるがこれと同時に中近東に対する「
アイク」教書に基く軍事経済援助の進め方も細心の注意をもつ
て見守らなければならぬ。これ等の点に付ては何れ米国の新
対外援時教書が発表されてから更めて考究することとしたい。

基本観念

現在の沖繩の諸問題は以下述べるが如く一見米国の沖繩に対する内政問題とも見られるものもある。然し乍ら元來祖国を同じうする同胞が平和条約により分離せられた結果なので沖繩住民が今日内地復帰を熱望し、母国たる我國民も可及的速にその施政権の返還を念願することは当然である。

他面沖繩は太平洋上の主要なる米軍基地であり、基地と住民生活とは現下は不可分の関係にある。我国に於ても程度の差こそあれ、多数の米軍基地を有するのみならず、今や自國の平和と安全確保のための防衛は之を認めざるを得なくなつたのである。

かゝる見地に立つと沖繩の問題は日本の国内の問題と分離して別個に考へることを許さない。問題解決のためには、沖繩と日本は同胞^のの立場で密接連絡と提携が必要であるが同時に日米兩國が真に善意と理解を以つて協力して解決せねばならない。又かく努力することにより沖繩住民の幸福と日米兩國の親善を招来することが可能である。

香久

二
尚小笠原諸島に關しても沖繩に於けると全く同様の立場を以て処置すべきものである。但し現在同諸島の住民は内地に引揚げて居るが、速に帰島を容認せらるるとともに、施政権の返還の美現を期したい。以下に於ては特に小笠原諸島に關する記述を省略するも沖繩と全く同様に処理せらるべきである。

第一 施政権の返還（内地復帰）問題

沖繩の米国の施政権の返還、即ち沖繩の内地復帰は最も基本的な問題で可及的速かに解決せねばならない。

沖繩は現在平和条約第三条により米国の施政権下にあり、我国は潜在主権を有すると云はれる。しかし米国が永久にこの施政権を行使し得るや否は疑問であるのみならず、米国のものは沖繩に対して何等領土的經濟的野心を有せず、唯極東の平和維持の使命のため保有して居ることを明かにして居るが、相当長期に亘つて軍事基地を絶対に必要なりとして居る。

現下の国際情勢に鑑み、沖繩住民を含み我々は 沖繩が基地として必要なることを認識し

その必要の限度に於てその使命達成のために協力をするは当然と考へるのである。しかし真に我々日本国民及び地元住民が納得して一層積極的に協力をなし得るためには、常に我々が熱望して居る施政権の返還を実現することを明かにする必要がある。これ米軍の基地に我々が協力し得る重要な要件である。一挙に之を返還することが困難なる場合には、教育、厚生、産業等の行政より逐次返還し、やがて全部に及ぼすべきである。或は暫定的には此等の行政権の一部を、日本政府に委任代行せしめることも一案である。

第二 安全保障条約及行政協定の問題

前項の問題と関連して更に我々は基地の保持と施政権の返還との両問題を如何にしてよりよく調整し得るかの問題をも検討せねばならない。平和条約締結の際に於ては、我国には自衛力が皆無であつたばかりでなく、自衛力を有せざることが、平和と安全を維持する所以なりと、せられた事情を背景として、日米安全保障条約及び之に伴う行政協定が締結せられた。沖縄には既に大規模な基地が建設せられて居たが、内地にも幾多の基地が設けられるに至つたのである。

今や沖縄住民を含む我々同胞は、我國の独立の完成のためには、外敵に対して自ら防衛するの必要性を認めて居るのである。漸次自衛力の増強に努め今日に至つたのであるが、安保条約締結の当時とはその事情は相当変化をしている。然し乍ら現在の我々の自衛力の尙不足して居るに鑑み今も尙米軍の援助を必要とし、このための基地の必要性があるのであつて、この認識に立つてはじめて積極的に基地に対する協力が出来るのである。これ基地協力に対する第二の要件である。基地が生活に重圧を加えて居る沖縄にあつては特にこの点を理解せしめることが重要であると云へる。

かゝる考に立つときは安保条約及行政協定はその一部を改訂し、現在の我々の国民感情に相応しいものとすべきである。

かくして初めて真に我々同胞の基地に対する協力が可能であり、基地も基地としての使命達成に可能となり、沖縄住民も同胞として祖国の防衛の念に徹し、基地に積極的協力することが可能となる。従つて施政権返還後の沖縄には当然かくして改訂せられた右条約及協定が実施せらるべきことになるのである。

而して本問題は単に沖縄基地に対する協力の強化を云う点のみならず内地基地対策の強化

推進と云う点より見て此の際是非改訂を實現すべきである。

尙この安保条約及行政協定の改訂に關しては、之を廃して日米共同防衛条約の締結か、S E A T O 東南アジア条約機構に加盟するかの問題もあるが、現在としては、これには相当困難があり、唯極東地域全体に対する安全を守るための硫黄島等を含む特定地域に限る日米共同防衛条約を考慮すべき時機が到来したとする意見がある。

第三 土地問題

沖縄に於ける軍用土地問題の解決は当面の急務である。住民の生活権の問題であり、人権の問題でもあるからである。数次による米軍の努力により相当の改善を見たが、尙現状のままでは円満に推移することは困難と認められる。

住民の要望する所謂土地四原則 (1) 適正補償 (2) 毎年払 (3) 新規接收反対と未使用地解放 (4) 損害賠償の促進と法規の改廃) に含まれた精神を充分に尊重して、真に適正なる補償と生活権確保の實を挙げるべきである。

本問題が未解決なる限り土地干係者は生活が安定せず、他の一般島民は相当の生活の向

上を見たに拘らず、土地干係者のみは最低の生活を強いられるのみならず、将来の希望を有せざるを以つて、当初は単なる「基地反対運動」より次第に「悪質なる反米運動」
「過激なる祖国復帰運動」の温床となり、単に沖縄に於ける米軍施政の痛であるのみ將
来の日米間に悪影響を生ずることが危惧される。内地に於ても現在既に基地反対斗争が
あるが沖縄基地問題の悪化は容易に内地に波及することを予想せねばならない。
本問題の解決につき特に注意すべきことは次の通りである。

1. 土地収用並に紛争処理に關して現地住民の責任機關たる琉球政府を活用すること。
2. 評価の適正を確保するため地元代表者の意見と過去の慣例等を尊重することと軍民使用地の補償の不公平を是正すること。
3. 生活権確保のための評価を特に考慮し、且つ授産、転職斡旋、移民等の万途を講ずると共に、農地宅地の造成のため、干拓、埋立、土地整理、解放地の復元等に努力すること。
4. 農村水産業その他の産業を振興して之等の失業者を収収することと共に、将来の人口増加対策に資することである。島内自給のための各産業は次第に勃興して目覚ましい

ものがあるが、特に農業に重点を置いた施策が等閑に付せられて居るのは遺憾である。これには日本の技術協力が最も効果があると認められる。

5. 移民については内南洋の開放が望ましい。北米については難民救済法の適用が著しく不活潑であるが、中南米移民と共に一層拡大せらるべきである。

第四 講和条約発効前の損失補償問題

講和条約発効前の補償問題は、日米両国間で即時政治的解決をなすべきである。本件については米側は平和条約第四条b項及第十九条a項並びにd項によつて日本の請求権放棄は明白であるとし、これに対し、日本政府では、本件は日本政府の施政権の外で発生したものであり、平和条約第十九条a項が沖繩に適用されるとしても、されぬと解釈しても、日本政府に法律上補償を行ふべき法的責任はないと割り切つて居る。

何れにしても此の補償が未解決なるが故に、吾しむものは現地住民である。我国は今国会に於て補正予算に於て、十億円を見舞金として支出し、当面の生活援護に資せしめたが、一日も速かに日米両国間の政治折衝によつて解決すべきである。

兩國の意見は以上の如く対立して居るが、一九四六年一月二十九日のいわゆる行政分離に
関する連合軍最高司令部覚書によつて、北緯三十度以南の南西諸島は米軍の単独占領下に
置かれて居る。これらを総合して判断すると一九四六年一月二十八日までには日本政府に補
償の責任があり、その後は米國政府に補償責任ありと認められる。

。平和条約第四条(1)日本國は第二条及び第三条に掲げる地域のいづれかにある合衆國軍政
府により又はその指令に従つて行われた日本國及びその國民の財産の処理の効力を承認
する。

。第十九条(2)日本國は戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生
じた連合國及びその國民に対する日本國及びその國民のすべての請求権を放棄し、且つこの条約
の効力発生前に日本國領域におけるいづれかの連合國の軍隊又は当局の存在、職務の遂行
又は行動から生じたすべての請求権は放棄する。

。第十九条(3)日本國は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行
われ、又は当時の日本國の法律によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承
認し、連合國民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事上の責任に問ういかなる

行動もとらないものとする。

第五 行政面に於ける諸問題

沖縄の住民の要望は人権の尊重である。これは生活権と共に精神的の問題である。日本国旗の掲揚の自由、労務管理及賃金制度の改善をはじめ、町村行政の充実、金融経済の自由内地産業経済との協力その他尙改善を期待するものがあるが、根本的には異民族の統治は所詮満足されるものではなく、現代では更に不可能となりつゝある。こゝに施政権返還の要望となるわけであるが、当面の行政上の諸問題の解決のためには、可及的占領軍軍政的色彩を払拭して、民政に切換へ、文官を以つてその衝に当らしめねばならぬ。尙琉球政府中にも将来を考慮して、単に現地住民のみを以つてすることなく、広く内地人中よりも人材を登用して、進んで人事を交流し行政技術面に一層の進展を期すべきである。

結 論

沖縄に關しては以上に述べた如き諸問題の解決に努力すべきである。その根本をなすもの

を約言すれば次の通りである、

沖繩の祖国復帰は我國民及沖繩住民の最大の願望であるが同時に沖繩が米軍事基地としての必要性も亦主要なるに鑑み、日本と沖繩は一体化して次の如き日米の協力態勢を樹立する。

1. 米国は可及的速かに沖繩の施政権を返還することを明かにするとともに、その実現に至る迄、逐次その一部を返還又は委任をする。

2. 日本は必要限度の基地の維持に関しては積極的に協力する。尚このためには安保条約の改訂を行うとともに、其の他必要なる処置をとる。 また沖繩の治安を保持し、米軍の撤退に伴う治安の維持に努むる。

3. 之に伴い沖繩は日米両国の協力の下にその発展と住民の福祉増進を図る。米空軍の撤退に伴う治安の維持に努むる。

4. 各種沖繩問題の解決のためには、例へば日米合同委員会を設置する等日米両国が充分意見を交換し得るの措置を講ずる。
尚差し当り土地問題の解決については、米国会に対し我国会より議員団を派遣する。

沖縄とその住民の地位

日本国との平和条約 第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）樺太島の南の南千諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の島島及び南島島を含む衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領土を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

一、琉球政府の性格

北緯二十九度以南の南西諸島は、第二次大戦の結果米国の単独占領下に置かれ、平和条約発効後は、条約第三条の規定により、米国の管理下に置かれることになる地域であるが、日本は右地域を米国に対して割譲するものではなく、ただ米国の同地域に対する管轄権を認めただけにすぎない。従って、日本は自ら同地域の独立を認めるものではないことは勿論、米国に対し同地域の自由な処分を認めるものでもない。北緯二十九度

以南の南西諸島に在住するもの所謂「琉球住民」は、平和条約発効後も日本国籍を保有するものである。同地域と日本本土との政治的分離にかかわらず、経済的文化的紐帯は米国の軍事目的に支障がない限り下せるおけ旧に帰すのが米国側の方針であることは、四月一日の琉球政府立法院開会式に際する民政長官リッジウェイ大將のメッセージにもべられているとおりである。従って同地域に設立された琉球臨時政府又は琉球政府は「政府」という詞が使用されているが、それは国際法上の権利義務の主体である国家の政府でないことは勿論であり、国際法上の政府の承認の対象となりうべきものではない。琉球政府は、北緯二十九度以南の南西諸島の管轄権を有する米国がその管轄権を行使する便宜のために、同地域に居住者はゆる「琉球住民」の自治の要望に応じて設立された市町村又は府県より高次の統一的自治機関にすぎない。

琉球政府は、琉球諸島アメリカ合衆国民政府 *The United States Civil Administration of the Ryukyu Islands* の琉球政府の設立に関する布告 *Proclamation* により設立されて民政長官の権威の下にある。従って、民政副長官は、必要な場合には、琉球政府その他の行政団体又はその代行機関により制定された法令規則の

施行を拒否し、禁止し、又は停止し、自ら適當と認める法令規則の公布を命じ及び琉球における全権限の一部又は全部を自ら行使する権利を（布告七条）ものとして、琉球政府は民政府を通じて限り外交事務を行うこと加下まなし（民政府令 Ordinance 琉球政府章典 Provisions of the Government of the Ryukyu Islands 卅三十五條）ものとして起しているのは當然の理である。

二、琉球の住民

南西諸島は、平和条約発効後當分の間米國の管轄下に置かれるが同地域は日本の領土の一部あり、また同地域在住者所謂琉球住民 Ryukyuan は日本國民であることには變化がない。米國管轄権を行使する米國の管轄下におかれるという特殊の状態にあるだけである。従つて、琉球住民は、南西諸島をばなれて日本本土に在住するときは日本國民として日本の主權下におかれ等しく日本の法令に基づく権利義務は認められ他の本土在住者と同ら區別されることなく、又日本本土以外即ち外國に在住する琉球住民の外交的保護は日本側が行うのが原則である。このような特殊な地位におかれる琉球住民の南西諸島における資格及び権利義務についてみれば次のとおりである。

一 琉球住民となる資格

米國の管轄下における琉球住民とは、琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載せられて^xいる自然人をいう。琉球に戸籍を移すためには、民政副長官の許可を要し、且つ、日本國民以外の國の國籍を有するもの又は無國籍の者は、法令の規定による場合の外、琉球の戸籍簿に記載することができなれりものとされる（布告卅三条）

二 琉球住民の権利義務

琉球住民には信教、言論、集會、請願及び出版の自由及び正当な手續によらざり不当な搜查、逮捕及び生命、自由又は財産の剝奪に対する安全の保障を含む民主國家の基本的自由は、公共の福祉に反しなれり限り保障される（布告卅六條布告卅七章）。

琉球住民は、行政制度の一般の責任を負ふこと、法及び秩序の維持に協力すること、選挙において投票すること及び正税の租税を納めることの義務がある（布告卅三条の乙）。

琉球住民は、一定の条件の下に、公取選挙に参加し又は公取に選挙若しくは任命せられること（布告卅三条の丙、4及び5）琉球政府及びその属する市町村の財産又は營造物を共用すること及び正、公道の請願をする権利（布告卅三条の丁）、法規の制定改廃を請求し及びこれについて住民投票を行う権利及び法規に従い立法院議員の解散をその一人

又は併せて教人につき請求する権利（布令オ四条）を有する。琉球住民は、法規に従い生命、財産及び不動産の保護を受け、すべて個人として、尊重され、法の下に平等であり（布令オ五条）、信教の自由が保障される（布令オ六条）。

（以上、昭二七、四、外務省アシア局資料に拠る。法律時報二九八号、二頁）

三 問題点(諸家の説)

第一に、潜在主権、残存主権などと呼ばれるものが何であるかの問題がある。それが日本国の沖縄に対して本来有していた円満無欠の主権から平和条約第三条が米國に認められる立法、行政および司法の三権を行使する権利、いわゆる施政権を差し引いた残りであることについては、諸見解の間に差異はないようである。その残りの内容が具体的に何であるかについては、諸見解において必ずしも明示されていなりが、そのうち一つの見解によれば、それは、「領土を処分する権利および住民の国籍についての最終処分権」にほかならないものとされる(横田教授)。つまり、これによれば、日本としては、領土とその住民の国籍の最終処分権は持つて居るわけであり、米國が勝手にこうゆうものを行使することはできず、米國が沖縄を他國に譲渡したり、住民から日本の国籍を奪つたりはできませんということになるが、このほかの現実、具体的な施政権は、すべて米國に移るといふことになる。

第二に、右の第一の問題と関連して、沖縄の領域内で米國が排他的に統治作用を行うものであることについては、いずれの見解も、これを否定してないようである。

第三には、住民の地位が問題にされる。この点もまた諸見解の中核的問題点なのであるが、まず、沖縄住民が日本国籍を失つていないことについては、諸見解が一致している。

諸家の説がわかれているのは、このような沖縄住民と施政権者である米國との関係をどうみよかの点についてである。それは、米國の施政権を單なる屬地的な統治作用だけを管轄権利とみるか、一定の範囲の人について屬人的な統治作用をも管轄権利をも含るとみるかの問題と表裏をなしている問題であろう。

一つの見解によれば、沖縄住民は、外國に住んでいる日本國民にほかならないから、米國の施政権行使の観点からすれば、その取扱は、一般にある國に住んでいる外國人もどう取り扱うかの問題と同種の問題であると解される(田岡教授、一又教授、いわゆる法務省の見解なるものもこれに属する。なお、入江教授、高野助教授も、結局、この見解をとつてかられるようにみえる。)

これに対しては、沖縄住民は、日本國民であることはまちがいないけれども、同時に、米國の統治の観点からすれば、外國人というよりは米國民に準すべき地位において、米國の統治作用に服しているものであり、したがって、その地位は、實質的な意味で日米兩國

籍を有する者の地位に似ているから、沖繩住氏が沖繩領域にある場合には、その地位は、
 單に外国にある日本國民のそれであるといふべきではなく、むしろ、日本國国籍を有する
 人が米國にある場合のその地位に在り、とする見解がある（横田教授。公表はされていな
 いが、政府部門にもこれに賛成する有力な見解があるとされている。）。

この二つの見解は、日本國の統治作用が日本國民である沖繩住氏に対して個人的に及ぶ
 のと相ならんで、米國の施政権もまた個人的に及ぶかという問題について、前者はこれを
 否定し、後者はむしろ肯定することから出発していると思われる。

第四の問題は、沖繩住氏についての米國の取扱に關し、日本國が國際法上の在外國民
 保護権と同じ意味で用いられるいわゆる外交保護権というものを根拠として米國に対しな
 らんかの措置をとることができるといふことである。沖繩住氏の地位が外国に住む日本
 國民にほかならないとする見解をとる諸家がいわゆる外交保護権の行使が^{でき}ると解し、反
 対の見解では、その行使ができないものとされているのは、けだし当然のことである。外
 交保護権というものは、外国で自國民が不法、不当な取扱を受けた場合に、その救正を求め
 ても、その外国から、事が国内事項に属するという理由によつては、交渉を拒否せられない

9

10
 というだけの地位であるが、その自國民が同時にその外國の國民である場合には、当該國
 は、その外國に対しては、この地位に立つて行動することはできないものとされているか
 らである。

それでは、どんな場合に日本國が外交保護権を根拠として米國と交渉することができ
 かという点については、施政権の乱用または自由裁量権の乱用があつた場合であるとする
 見解（入江教授）があり、また、内外人を問わず個人の基本的権利を保障しようとする一
 般國際法の最近の傾向に及ぶ待遇または外國人の取扱の基準についての一般國際法の確
 立した原則に及ぶ取扱がなされた場合であるとする見解（高野助教授）がある。法務省
 の見解と伝えられているものは、外國人の取扱の基準についての一般國際法の確立した原
 則に及ぶ取扱があつた場合に外交保護権の行使が認められるものとしているようである。

また、一般國際法規を背景とするかぎり、それに違反する取扱については、外交保護権
 を根拠としなくても、米國に対してその注意をうながすことは、法的に可能であるとする
 見解がある（高野助教授）。

はじめに掲げた諸見解が示された問題実質は、だいたい以上のとおりであるが、それらのほかにも、なおいくつかの問題点があるように思われる。たとえば、そもそも平和条約第三条で米國が沖縄の「領域及び住民に対してし、施政権を行使すること」を認めるとして、「住民」というのは、沖縄に住む人であればすべてこれを含まるのであるが、それと別に沖縄に住むというだけの人とは區別されたなんらかの地位を有する者（たとえば、本館のようなものを持つてゐる者）を意味するのか、また、平和条約第三条によつて認められた米國の施政権の行使には、平和条約の規定そのものから、一定の制約が設けられてゐると解されなからうか、というような点である。これらの点も、いずれは諸家によつて明らかにされることであらう。

(以上 時の法令 二二三号 二四頁)

四、国連憲章オ七八条との関係

平和条約オ三条が、沖縄等に対しわが国が潜在 主権を有すること、および沖縄等の住民が日本国籍をもちことを否定するものではないといふことは、はじめから明らかにされているところであり、また、一かちが国民全体が、沖縄等に対する施政権を一日も早く日本の手に返還してもらいたいという願望をもっていることは、向題のないところであるが、昨年のアライズ勸告の発表以来、こちゆう沖縄の地位とか、あるいは現状といふものは、一さう強く日本国民の関心のまとなつてきている。

ところで、沖縄等については、こちゆう向題のほか、さらに昨年十二月わが国が国際連合に加盟して以来、平和条約オ三条に基く沖縄等の地位と国際連合憲章のある条項との関係いかんといふことが、別の角度から新しく向題とされ、そのことは、新聞紙上にも報道され、国会でも、数回論議されるに至っている。

向題の国連憲章の条項は、オ七八条である。この条項は、「国際連合加盟国の間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となつた地域には適用しない。しといふものであるが、わが国が国連に加盟した上は、この条項との関係で、沖縄等を将来信託統治地域にすることはもうできないのではないか。果してさうとすれば、¹³

沖縄等を将来信託統治地域にすることを前提とする平和条約オ三条の基礎はなくなつたのであるから、日本は、米国に対し沖縄等の施政権返還を正當に要求できるのではないかといふ疑問が出てくるといふ向題である。¹⁴

これに対しては、国連憲章の権限ある解釈としては、右のオ七八条の規定は、ある加盟国の地域全体が信託統治になつてゐるということは主権平等の原則に反するから認められない、つまり、たとへばリビヤといふ国が国連加盟国となることとその地域全体が信託統治地域になつてゐるということは矛盾する、といふことを趣旨とするものであつて沖縄等の場合のように、ある国の領土の一部の地域が信託統治に入るということと、その国が国連加盟国となることは矛盾するといつてゐるものではないとされている。

国会の季員会で、右の解釈に従つて答弁した某政府季員は、顧問者である社会党の議員から、君は米国の法理学者のようなことをいふと悪口をいひられたが、わが国にとって、不利なようでも、どうもこれが正當な解釈のようである。したがつて、わが国は、国連憲章オ七八条を援用して、米国に対し、平和条約オ三条は基礎を失つたとして、沖縄等の施政権の返還を要求する法理上の根拠はないといふことになる（もちろ人、別の理由、特に沖

繩外領土の一部であるという實質的理由に基いて、米国の施政権回復の交渉をするこ
とは、これとは別問題である。)

なお、沖繩等は、もちろん現在のところ米国の信託統治地域にはなっておりず、また国
際情勢の現状からいって、米国にも、近いうちにそういう提議をしそうな気配もな
り、もし、沖繩等が信託統治に附せられることになったら、それは、国連憲章に定めら
れる信託統治のどの種類に属するものであろうか。

国連憲章オ七七条は、信託統治制度の適用せられる地域の種類として、

- (a) 現に委任統治の下にある地域
- (b) オ二次世界戦争の結果として敵国から分離せられる地域
- (c) 施政について責任を負う国によって自発的にこの制度の下におかれる地域

の三種をあげているが、沖繩等が、右の(a)にあたりないことは、明らかである。従つて、
(b)か(c)か、だいたい(c)かということになるが(国会でも、そう答弁されている。)、
これ日本人の感情からいって、(b)とか、(c)だということも、ちよつとびこりし
ないところがある。現実には、米国が信託統治の提議をする段階にならな
いと、はつきりしないところであるが、若干疑問の残る点でもある。(以上時の法令三三
五号三六頁)



文 部 省

(1)

目 次

- 一 沖縄の教育について
- 二 東南アジア諸国との協力関係
- 三 日米文化交流について

参考資料

沖縄とその住民の地位

一、 沖 繩 の 教 育 に つ い て

1. 沖 繩 の 教 育 の 現 状 と 日 本 の 協 力

(1) 現 状

沖 繩 の 教 育 は こ れ ま で 1952年2月の布令才66号による琉球教育法によつて支配されているが(本年3月2日民政府は布令才165号をもつて新教育法を發布した)、大体において日本の戦後の教育制度に類似し、学校制度は6・3・3・4制を採用し(小学校188、中学校143、高等学校30(内定時制5校)、大学1)、教科書に日本の文部省検定教科書を使用し、教育課程もまた本土に準じており、教員(約5000名)の免許制度もほゞ内地と同じである。

学校の維持管理に必要な経費その他教育費はその85%が琉球政府の才出に計上され、残り15%は市町村から独立して設けられた教育区が教育税を徴収して賄つている。

(2) 住 民 の 要 望

沖 繩 住 民 の 祖 国 へ の 復 帰 を こ い ね が り 感 情 は 盛

(3)

めて強く、現段階においてもあくまで日本国民としての教育を切望し、したがって沖縄住民は学制、教育課程、教科書、教員免許、教育上の福祉等について、本土と同様であることと、本土と自由な教育上の交際を行えることを希望する反面、現在の特殊な状態にあることによつて、教育的にも本土から孤立し特殊化することを恐れ、たとえば学校における日本国旗掲揚の自由を望み、あるいは教育水準向上を妨げる事情の除去を望んでいる。

(3) 日本の教育協力

イ 琉球教員の内地研修

1952年以来毎年50名の琉球教員を内地に招致し内地の学校に配置し6ヶ月の研修を行っている(累計280名)

ロ 琉球教員現職教育講習への協力

毎年6週間ずつ開催される現職教員再教育講習会に対し、日本は1953年以降講師を派遣している(累計94名)

ハ 琉球大学への講師派遣

琉球大学の教育内容充実のため毎年4.5名の講師を日本から派遣する(経費は琉大負担)

ニ 琉球大学の内地研究

1954年以降毎年4.5名の琉球大学教員を内地に招致して研究させる(経費は琉大負担)

ホ 琉球学生の内地大学への進学

1953年以降毎年50名に対し日本政府の奨学金を給与しており(累計226名)、この外日本政府の奨学金を受けない琉球政府の留学生は毎年80名から90名に及んでいる(累計224名)

ヘ 沖縄で使用される教科書等

教科書が沖縄において過不足なく供給されるよう日本政府は琉球政府に協力して配給の万全を期している(年間約185万冊)

この他学習指導要領の改正などはその都度琉球政府と連絡している。

ト 民間からの援助

沖縄戦災校舎復興後援会(会長沢沢敏三)は、

全国小中高等学校を対象に、昭和28年3月から29年8月までの間、戦災校舎復興基金を募集したところ総額631,240,500円の寄付があつた。

ところが米合衆国琉球民政府の意向があつてこの基金は校舎復興でなく教具、教材購入資金として寄付した。

2. 沖縄の教育の問題点

(1) 合衆国琉球民政府は本年3月2日突如布令をもつて新しい琉球教育法を公布し、旧法が平和的民主的な国家および社会の形成者としての「国民の育成」を教育目的として掲げていたのを改めて「国民」という字句を一切削除したばかりでなく、かえつて現政府の構成および運営に積極的に参加することを義務づけた。

(2) 教員に対しては契約制度を実施し、当分の間1年契約で雇傭されるものとした。

また校長の任期を1学校に5年以下、1地区に10年以下と制限し、教育長、教育次長、指導主事等の任期をも制限した。

(3) / 学級在籍の生徒数を小学校、中学校40、高等学校35と法定した(一見教育向上の方向を示すが、これに対応する施設、設備、教員の増加を行っていないので、この改正は2部授業の実施等を余儀なくし、実質的には教育低下を結果するものと批判されている。)

また合衆国琉球民政府の一部には日本の文部省検定教科書の使用を排斥しようとの企図もあるやに伝えられている。

3. 沖縄の教育についての日本政府の希望

沖縄の教育は本質的には日本人の教育であるから沖縄の住民に日本本土と同一内容の教育が行われるようにし、教職員には日本本土の教員と同様の処遇がうけられるようにしたい。

このためオノ案として琉球施政権の全部が、教育行政権をアメリカが日本に返還することを望む。

しかしこれが早急には実現不可能ならばオノ案として次のことを要望する。

(7)

(1) 新布令を廃止し、日本の教育法令を可能な限り全面的に採用した教育法令を定めること。

特に学制・教育課程・教科書、教員養成大学についての制度の内容は日本と同一にすること。

(2) 沖縄の教育に従事する教育職員は日本の教育職員と同様な待遇をうけるようにし、日本の教育職員との交流を可能にする（共済制度を設けること）

(3) 沖縄の学校においては日本国旗を自由に掲揚できること。

(4) これらのことの実施について日本の行政権が参加協力する措置を講ずること。

二 東南アジア諸国との協力関係

1 国費留学生の招致

昭和29年度以降実施

招致数毎年度約20名であつたが、本年度から40名に増員した。

大部分は、学部留学生である。給与は、月額20,000円、国立大学においては授業料等を免除する。

日本語の修得は学部入学に先立ち、1年間行いが、これだけではふじゆうぶんであるので、補充の方法を研究中である。

なお、最近外務省からは、東南アジア各国在外公館長に対し、東南アジア各国で日本語学校を設置する場合、日本人語学教師を派遣する用意がある旨申し入れている。

2 研修生の受入

国連技術援助局 (T A 費)、コロンボ・プラン、I O A 等の計画に基き派遣された者および諸国の政府から派遣された者を、昭和28年度以降31年度までに89名受入れている。

(9)

3 ユネスコの事業計画に関する協力

イ アジア地域ユネスコ国内委員会代表者会議の開催
(昭和31年2月～3月於東京)

ロ 人物交換専門家会議(昭和31年2月於東京)

ハ アジア地域勤労者交換計画による勤労青少年の交換。

昨年インド、タイ、フィリピン、中国、シンガポールとの間に実施した。派遣15名、招致32名。

今年の実施についても準備中。

4 その他の文化交流

イ セイロンと共同事業で英文仏教百科辞典編集
日本は大乗編を分担し進行中

別表

国費外国人留学生国別割当表

昭 32.4.15 現在

| 国 別 | 29年度 実 績 | 30年度 実 績 | 31年度 実 績 | 32年度 割 当 | 計 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 1 東南アジア諸国 | 17 | 21 | 16 | 36 | 90 |
| パキスタン | 3 | 2 | 2 | 5 | 12 |
| セイロン | 4 | 0 | 3 | 5 | 12 |
| ビルマ | 0 | 3 | 3 | 3 | 9 |
| タ イ | 3 | 6 | 2 | 6 | 17 |
| カンボディア | 2 | 2 | 0 | 2 | 6 |
| ヴェトナム | 1 | 1 | 1 | 3 | 6 |
| フィリピン | 3 | 4 | 3 | 5 | 15 |
| 中華民国 | 1 | 2 | 2 | 4 | 9 |
| インド | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| マレー | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番地
電話・霞ヶ関(58)・171~179
421~429

本件についての照会回答には必ず
上記書類番号・月日を付して下さい。

在日東南アジア学生調 (大学・短期大学在籍者)

昭 31.5.1 現在

| 国 別 | 男 | 女 | 計 |
|------------|-----|-----|------|
| 中 国 | 791 | 149 | 940 |
| フ イ リ ピ ン | 10 | 3 | 13 |
| タ イ | 36 | 7 | 43 |
| ヴ エ ト ナ ム | 7 | — | 7 |
| イ ン ドネ シ ア | 28 | — | 28 |
| イ ン ド | 10 | 3 | 13 |
| ビ ル マ | 10 | — | 10 |
| パ キ ス タ ン | 8 | — | 8 |
| カ ン ボ ジ ア | 6 | — | 6 |
| セ イ ロ ン | 5 | — | 5 |
| 計 | 911 | 162 | 1073 |

過去における諸外国研修生受入調査表 文部省関係
昭 32.4.15 現在

| 来日年度 | 国 機 関 別 | T A A | F A O | コ ブ ロ ン ボ | I O A | 政 府 派 遣 | 計 |
|------|---------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|------------------|----|
| 28 | 中国(台湾) | | | | 4 | | 4 |
| | フィリピン | 1 | | | | | 1 |
| 29 | エジプト | | | 1 | | | 1 |
| | インド | | | 1 | | | 1 |
| 30 | パキスタン | 1 | | | | | 1 |
| | フィリピン | | | 1 | | | 1 |
| | 中国(台湾) | | | | 13 | | 13 |
| 31 | 中国(台湾) | | | | 12 | | 12 |
| | カンボディア | | | | 19 | 12 | 31 |
| | インドネシア | | | 2 | 5 | 6 | 13 |
| | タイ | | | | 1 | | 1 |
| | インド | | | 1 | | 2 | 3 |
| | ビルマ | | | | | 1 | 1 |
| | セイロン | | | 1 | | | 1 |
| | パキスタン | 1 | | | | | 1 |
| | ネパール | | | | 3 | | 3 |
| | 韓国 | | | | 1 | | 1 |
| 計 | | 3 | | 7 | 58 | 21 | 89 |

東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番地
電話・飯ヶ崎 58・421~429

本件について(の照会・回答には必ず)
上記告知番号・月日を付して下さい。

三 日米文化交流について

1 現 状

A 政府機関

(1) 在外研究員 (国立大学教官の海外研究)

昭和 25 年度より実施

昭和 31 年度 17 名

(2) 招へい外国人教師 (国立大学へ採用)

昭和 31 年度 11 名

(3) ガリオア資金による米国留学生

昭和 24 ~ 27 年度 1,097 名

(4) フルブライト・スミスメント法による米国留
学生

昭和 28 ~ 31 年度 957 名

(内訳、別表参照)

B 民間関係

(1) 生産性本部 (I C A) による技術者の交換、期間
は 6 か月

昭和 30 ~ 32 年度 アメリカへ 1,063 名

日本へ 80 名

(14)

(2) 日米知的交流委員会による交換。期間は2か月

昭和28～31年度 アメリカへ 8名

〃 日本へ 8名

(3) アメリカン・フィールド・サービスによる米国
留学(高校生1か年)

昭和29年度 8名

30 29名 } 計71名

31 34名

(4) グルー・パンクロフト基金による米国留学(高校
生1か年)

昭和28～31年度 11名

(5) 日米協会による短期米国訪問(青少年2か月)

昭和27～32年度 26名

(6) アジア財団による米国訪問(3か月)

昭和30～31年度 51名

(7) ロックフェラー財団による米国留学(1か年)

毎年約5名(年度、数字不明)

(8) 大学婦人クラブによる米国留学(1か年)

毎年1名分の渡航費を援助している。

(9) 4月クラブによる学生交換(1か月)

毎年男女各1名

来日

〃

訪米

(10) ヘラルド・トリビューン社による女子高校生の訪米(3か月)

昭和28~31年

計6名

(11) ニューヨーク・ミラー社による男子高校生の訪米(2週間)

昭和28年度

1名

31

1名

ト計2名

C 大学相互の協定によるもの

(1) 生産性向上計画に基づくもの

(a) 早稲田大学とミシガン大学

昭和31年来日

4名

〃

訪米

9名

(b) 北海道大学とマサチューセッツ大学

昭和31年6月準備開始

(2) キリスト教関係によるもの

(a) 国際キリスト教大学

国際キリスト教財団を通じて、米国における同名の大学との間に交換が行われている。

(b) ミッション・スクール等

キリスト教各宗派立大学では、それぞれの宗派によつて、米国内の大学との間に交換が行われている。

D 科学アタッシェ

日本政府は、昭和29年度より在米大使館に科学アタッシェ1名を置いている。

E その他

昭和26年(1か月)及び28年(1か年)アメリカにおいて日本古美術の巡回展覧会が開かれ、係官がそれぞれ7名及び9名が渡米した。

ガリオア資金による米留學生

昭和24年 50人

25 285人

26 471人

27 293人

計 1,097人

フルブライト資金による米留學生

留學生 講師・研究員

全費用 渡航費 全費用 渡航費

昭和28年 73 57 13 27

29 66 59 11 46

30 61 101 23 27

31 92 41 67 16

計 292 258 114 116

総合計 957

中学、職業
教員、教育
行政職員

その他

4
(渡航費のみ)

9
(渡航費のみ)

12
(渡航費のみ)

10 54

118 59

2 要 望

日米文化交流は、多岐にわたっているが、これらがそれぞれ発展充実することが望ましい。